

国保・年金

国民健康保険

こんなときは届け出を

【職場の健康保険をやめた場合・加入した場合】

会社を辞めたなどの理由で健康保険の資格を喪失した場合、本人と被扶養者は国民健康保険(以下、国保)に加入することになります。

また、会社の健康保険に新たに加入した場合は、国保の資格喪失の届け出が必要です。

【市外へ転出した場合・市内へ転入した場合】

国保は住所地で加入するため、当市の国保加入者が市外へ転出した場合、当市の国保資格を喪失し、新しい住所地の国保資格を取得することになります。

ただし、修学のために市外へ転出した場合は、届け出をすることにより、就学中の特例として当市の国保資格を継続することができます。

【死亡一時金】

加入期間が第1号被保険者期間のみで、保険料を納めた期間と免除期間を合わせて25年(300月)以上ある夫が亡くなったとき、夫に生計を維持されていた妻(婚姻期間が10年以上)に、夫が受けることができた老齢基礎年金額(付加年金は除く)の4分の3の額を、65歳未満の間受けられる年金です。

国民年金の独自の給付

国民年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金のほか、次に次の給付があります。

【付加年金】

定額の保険料に月額400円の付加保険料を合わせて納めることで、老齢基礎年金に上乗せされて支給される年金です。

【市外へ転出した場合・市内へ転入した場合】

【専属年金】

加入期間が第1号被保険者期間のみで、保険料を納めた期間と免除期間を合わせて25年(300月)以上ある夫が亡くなったとき、夫に生計を維持されていた妻(婚姻期間が10年以上)に、夫が受けることができた老齢基礎年金額(付加年金は除く)の4分の3の額を、65歳未満の間受けられる年金です。

【死亡一時金】

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として国民年金保険料を3年(36月)以上納めた人が、年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が、遺族基礎年金などを受けられない場合に支給されます(左表)。

※寡婦年金と死亡一時金は、一方しか選ぶことができません。

【国民年金の保険料は、前納がお得】

国民年金では、保険料を前払納め忘れも防ぎとても便利です。

【高年齢者インフルエンザワクチン予防接種】

【高齢者インフルエンザワクチン予防接種】

国民年金「前納」の割引・納付期限

Table with 4 columns: 納付開始月, 前納額, 割引額, 納付期限. Rows include 10月 from, 11月 from, 12月 from, H26.1 from, H26.2 from.

※金額は、現金納付の場合です。 ※前納を希望する人は、船橋年金事務所までご連絡ください。

健康

個別(健)検診の登録・受診はお済みですか

市では、6月から、個別(健)検診(胃がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん・骨粗しょう症・口腔疾患)を実施しています。

個別検診期間は12月21日(土)までですが、後半は予約がとりにくくなるようなので、登録した人に送付している『受診券』を持参の上、早めに市内の委託医療機関で受診してください。

【受診券】を持っていない人や各種(健)検診の登録がお済みでない人は、左記までご連絡ください。

【高齢者インフルエンザワクチン予防接種】

【高齢者インフルエンザワクチン予防接種】

機能障害により身体障害者手帳1級を有する人。 ●通知：対象者には、9月末に予診票を発送しました。 ※9月1日以降に転入した人は申し込みが必要です。 ●自己負担金：1,000円。 ※詳しい実施方法・実施医療機関については、同封した案内文をご覧ください。

【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種(23価)】

高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で最も頻度の高い「肺炎球菌」による肺炎を予防するワクチンです。

【予診票】：市内委託医療機関に置いてあります。

【予診票】：市内委託医療機関に置いてあります。

【予診票】：市内委託医療機関に置いてあります。

【予診票】：市内委託医療機関に置いてあります。

健康ウォーキング 健康ウォーキング 健康ウォーキング

講演会第26回 「腎臓病を考える会」

講演会第26回 「腎臓病を考える会」

講演会第26回 「腎臓病を考える会」

講演会第26回 「腎臓病を考える会」

講演会第26回 「腎臓病を考える会」

講演会第26回 「腎臓病を考える会」

10月31日(木)は 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限

10月31日(木)は、第4期納期限です。納め忘れのないようお願いします。

口座振替をご利用の方は、残高不足のないよう、ご確認ください。

納付が困難な場合は、そのままにせず、下記窓口でご相談ください。

国民年金課保険税班(☎内線281~284)、国民年金課高齢者医療年金班(☎内線288・299)。

死亡一時金額表

Table with 2 columns: 保険料納付済み期間, 一時金の額. Rows include 36月以上180月未満, 180月以上240月未満, etc.

※付加保険料を36月以上納付している場合は、8,500円が加算されます。

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ ホームページ メールアドレス その他 携帯電話